

## 第15節 避難対策計画

### 第1項 計画の主旨

市は、関係機関と協力し、帰宅困難者や災害時要援護者に配慮して、避難場所及び避難路を整備するとともに、これらの施設等の周知など、総合的な安全性の向上を図る。また、災害時に市民の避難誘導が迅速に行えるよう努める。

### 第2項 市が実施する対策

避難対策を実施する際には、高齢者、障がい者、外国人等の災害時要援護者や帰宅困難者に十分配慮し、地域において支援する対策が整備されるように努める。

また、災害時における被災者の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっ旋できるよう整備を図る。

#### 1 避難場所の指定（危機管理部，地域振興部，文化スポーツ部，健康福祉部，子ども政策部，産業振興部，都市整備部，教育委員会）

市は、警察署及び他の防災関係機関と協議して、避難場所をあらかじめ指定しておく。指定にあたっては、基本法第49条の4第1項の規定に基づき、指定緊急避難場所（洪水や津波等の災害種別ごとに市町が指定する、当該災害の危険から緊急に逃れるための避難場所）及び指定避難所（基本法第49条の7第1項の規定に基づき、市町が指定する、規模や構造等政令で定める一定の基準を満たした避難所）の指定を行う。

また、指定後は避難所等を表示した案内図、案内板等を設置し、市民や来訪者等に対する周知を行うほか、防災マップの配布や広報活動等を適時実施し、避難場所の周知徹底を図る。

#### 資料編16-5 防災に関する協定一覧（避難誘導標識等設置に関する協定，避難標識設置に関する協定，避難場所広告付電柱看板に関する協定）

##### （1）避難場所の種類

###### ア 緊急避難所

緊急に避難しなければならない場合に、一時的に避難する近くの施設  
（地域の自治会等で管理し、緊急時にすぐに開放できる集会所等の施設）

###### イ 収容避難所（基本法第49条の7に基づく指定避難所）

災害により住居を失った方などが長期的に避難する施設（官公庁が所有する施設で、ある程度の人員を長期間収容できる施設）

###### ウ 避難地（基本法第49条の4に基づく指定緊急避難場所）

地震や火災などの場合に一時的に避難する公園，広場等。

###### エ 教育関係緊急避難予定場所

## 第2章 災害予防・減災対策計画

児童・生徒の登下校中に地震が発生した場合に避難する施設で、緊急避難所、収容避難所、避難地の中から指定する。

### オ 福祉避難所（旧名称：二次避難所）

収容避難所での生活が困難な高齢者や障がい者の方など、特別な配慮が必要な者が避難する施設

### 資料編 16-5 防災に関する協定一覧（災害時における避難所等としての使用に関する協定，二次避難所に関する協定，大規模災害における施設の一時使用に関する協定，大規模災害時における駐車場の一時使用に関する協定）

#### （2）収容避難所の位置付け

##### ア 基幹収容避難所

収容避難所のうち、小・中学校全校及び市立武道館の41施設を基幹収容避難所として位置付ける。

##### イ 公民館

公民館31施設を基幹収容避難所での長期避難生活が困難な災害時要援護者等を収容する収容避難所として位置付ける。

##### ウ その他の収容避難所

基幹収容避難所や公民館等が被災したことにより開設が不可能となった場合や、想定を超える多数の避難者が発生した際に開設する施設として位置付ける。

### 資料編 4 避難場所等

#### （3）避難場所の留意事項

ア 公園，広場等のような，相当な広さを有し，かつ，その場所又は周囲に防火に役立つ樹木，貯水槽があること。

イ 周囲に崩壊のおそれのある石垣，建築物，その他の建造物，あるいは崖等がないこと。

ウ 周囲に防火帯，防火壁が存在し，かつ延焼の媒介となるべき建造物あるいは多量の危険物品のないこと。

エ 地割れ，崩落等のない土質の土地及び安全性や耐火性のある建築物であること。

オ 延焼の危険があるとき，又は収容人員の安全度を越えたときは，更に別の場所へ避難移動できること。

カ 避難場所に至る避難路の安全を確保すること。

キ 避難場所及び避難路の代替場所，経路の確保をしておくこと。

ク 仮設テントの設置に配慮すること。

#### （4）収容避難所の留意事項

ア 長期にわたる避難を想定し選定すること。

また，学校については空き教室などを活用し，平時から防災施設としての整備を図っておくこと。

- イ 施設の管理者不在時の開設体制を事前に取り決めておくこと。
- ウ 高齢者や障がい者等災害時要援護者に配慮した、福祉避難所の確保について検討及び指定等をしておくこと。
- エ 授乳室や男女別の物干し場、更衣室の臨時の設置等、異性の目線やプライバシー、子育て家庭のニーズに配慮した設備の整備や災害時要援護者等に配慮したスロープ等の環境整備に配慮するとともに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図っておくこと。
- オ 男女のニーズなど多様な視点に立った整備を図ること。
- カ ピクトグラム（視覚記号）を利用し、日本語が十分に理解できない外国人避難者に配慮した情報伝達体制の整備を図ること。
- キ 収容避難所の備蓄物及び防災資機材については、収容避難所の開設頻度や想定避難者数等を考慮の上、基幹収容避難所及び公民館から優先的かつ計画的に整備を図ること。
- ク 収容避難所の感染症対策として、密閉空間・密集場所・密接場面を減らすため、一人あたりの占有スペースの確保、体調管理、ゾーン分け等に努める。

**2 避難場所、避難路の整備（危機管理部、地域振興部、文化スポーツ部、健康福祉部、子ども政策部、産業振興部、土木部、都市整備部、教育委員会）**

市は、災害により著しい被害が生じるおそれがあると認められる地域又はその周辺の地域における、公園、緑地、広場その他の公共空間を避難場所として、また、それらの避難場所又はこれに準ずる安全な場所へ通じる道路等を避難路として整備する。

基幹収容避難所及び公民館については、多数の避難者を受け入れることから、生活確保のための水、食料などの非常食の他、停電対策、感染症対策等の防災資機材を備蓄する。

**3 令和2年度までに実施した収容避難所（小・中学校）の整備内容**

**（1）飲料水対策**

- ア 受水槽の改良（非常時には直接取り出せるよう改良）
- イ 車載式布製水槽の配備（飲料水の輸送に利用する。）

**（2）生活用水対策**

- ア 防災井戸の新設（トイレ用水等に使用する。）

**資料編3-3 （1）貯水量、（2）防災井戸設置箇所**

**（3）災害備蓄室（備蓄倉庫）の設置**

空き教室の利用、又は倉庫の設置（食料・毛布・非常用トイレ等を備蓄）

**（4）停電対策（非常用照明と発電機、停電時電源切替システム（エレクピース）を配備）**

**資料編3-2 備蓄資材**

**資料編16-24 停電時電源切替装置 設置箇所一覧**

(5) その他（資材運搬用リヤカー、担架等を配備）

**4 河川の浸水想定区域内に所在する小学校における備蓄物資に関する対策（危機管理部，教育委員会）**

河川の浸水想定区域内にある小学校の備蓄倉庫は，河川の氾濫による浸水の影響を受けない適切な場所に移設するよう努める。

**5 避難標識等の設置（危機管理部，都市整備部，土木部）**

市内主要地点，緊急避難所，収容避難所，大規模避難地の入口等に案内板，表示板を整備し，平常時からの住民意識の向上，災害時の避難誘導を図る。

**6 避難情報発令等基準の策定（危機管理部）**

風水害等に伴う避難指示等を行うことを想定し，「鈴鹿市避難情報等の判断・伝達マニュアル」を整備し，適宜見直しを行う。

**7 避難誘導体制の整備（危機管理部，健康福祉部）**

避難に当たっては，高齢者，障がい者，外国人，乳幼児，病人等の災害時要援護者を優先させて実施するが，警察，消防，自主防災組織等の協力が必要となることから，あらかじめ協力を要請しておく。

帰宅困難者が一時的に滞在する避難場所を指定するとともに，鉄道事業者，警察署，事業所，自主防災組織等と協力して帰宅困難者誘導体制の構築を図る。

また，避難誘導に際し，被災者の安全を確保するため，発電装置，照明装置等の整備を図る。

**8 避難所運営（危機管理部，地域振興部，文化スポーツ部，健康福祉部）**

避難所の円滑な運営を図るため，災害時要援護者等に配慮した具体的な避難所運営方法を定め，感染症予防に配慮した避難所運営に努める。

また，地域に対しては避難所運営マニュアルづくりが促進されるよう助言等支援を行うよう努める。

**9 車中避難者に関する対応の検討（危機管理部）**

ショッピングセンター駐車場や公共施設等の広場では，車中避難者が発生し，狭い車内での長期避難が原因となり健康状態の悪化が想定されるため，三重県避難所運営マニュアル策定指針を参考に，車中避難者の把握や支援等の方法について検討する。

**10 指定管理者に対する事前協議（各担当部）**

避難所となる施設等の管理を指定管理者に委託している部は，災害発生時に施設が避難所として使用されることを想定し，災害時における連絡方法や施設の開設等について事前に協議する。

**11 避難所運営委員会に関する事前周知及び訓練（危機管理部，地域振興部）**

地域内の住民が主体的かつ円滑に避難所の開設及び運営を行うため，運営委員会の必要性について地域づくり協議会等に対して周知を図る他，避難所運営委員会の運営訓練等の実施を支援する。

**12 感染症対策（危機管理部）**

地域の実情に応じた避難所運営における感染防止対策等を講じるよう努める。

また、避難所における過密抑制のため、災害時に宿泊施設を避難場所として活用することを検討する。

**13 広域避難者の受入れ（危機管理部）**

原子力災害時における袋井市民の県外広域避難に関する協定書に基づき、広域避難の受入れ要請があった際には、避難所を開設する。

**14 その他（各担当部）**

他の自治体に避難する被災者に対して必要な情報や支援サービスの提供ができる体制の整備を図る。

**第3項 市民や地域が実施する対策**

地域の防災研修会や防災訓練等に積極的に参加し、デジタルマップで自然災害リスクの確認や避難経路作成が可能となる「Myまっぷラン+（プラス）」や、防災マップ等を参考に避難場所や避難ルートを地域自らが複数設定の上、平常時から避難訓練等を実施し、確認しておく。

また、共助の観点から避難者や地域住民が助け合って避難所生活ができるよう避難所の運営について話し合いを行う。

特に留意すべき内容は次のとおりである。

- (1) 各地域において、地区防災計画を策定することに努める。
- (2) 避難所での円滑な運営を図るため、地域特性に応じ、あらかじめ具体的な避難所運営方法等を記載した避難所運営マニュアルの策定に努める。
- (3) 災害時要援護者の把握に努め、地域内での見守り等交流を深める。
- (4) 災害時要援護者が参加できる避難訓練や避難所運営訓練の実施に努める。
- (5) 災害時要援護者及びその家族は、地域活動(防災訓練など)に積極的に参加し、災害時において場合によっては、手助けが必要な状況を理解してもらえよう、関係構築、交流に努める。
- (6) 災害時要援護者は、災害時に救援活動が迅速かつ円滑に行われるように、近隣住民等地域支援者及び支援団体等へ必要な情報を提供し、市へ災害時要援護者台帳登録を行う。
- (7) 災害時要援護者は、あらかじめ、自分の住んでいる地域の避難場所や収容避難所の位置、避難経路を確認し、家族間でそれぞれの避難場所や連絡方法、集合場所を決めておく。
- (8) 平常時から、最低3日分の食料品と水を用意する。
- (9) 日本語が十分に理解できない外国人等への情報提供方法等について決めておく。
- (10) 各自でマスクや消毒液等を備蓄するなど、感染症予防対策を実施する。

## 第16節 医療・救護計画

### 第1項 計画の主旨

災害時の医療救護需要は、極めて大量、広域的に発生し、かつ即応体制が要求されるため、これに対応する応急医療体制の整備、医療品等の確保及び救護活動等について計画しておく。

### 第2項 市が実施する対策

#### 1 医療体制の整備（健康福祉部）

##### (1) 初期医療体制の整備

救護所の設置、救護班の編成、各避難所での救護所の位置を施設管理者と協議の上、事前に定める他、出動について鈴鹿市医師会と協議して「医師会マニュアル」に沿った初期医療体制の整備を進めるとともに、自主防災組織等による軽微な負傷者等に対する応急救護や救護班の活動支援などについて、自主救護体制を確立させるための計画を定めておく。

救護班の編成等については、第3章災害応急対策計画の第15節医療（助産）救護計画に定めるところによる。

#### 資料編7-3 鈴鹿市医師会災害時対応マニュアル

##### (2) 後方医療体制等の整備

##### ア 医療機関の情報ネットワークの構築

災害時に傷病者等の診察の可否、収容の可否等の医療情報を迅速かつ正確に把握、提供できるような情報ネットワークの整備に努め、医療機関の情報通信手段の多重化を図る。

##### イ 災害時の医療機関相互の役割分担や連携体制の整備

構築された情報ネットワークを活用し、同時多数の人命救助、医療救護を可能とするため、適切な治療の優先度を判断（トリアージ）し、その負傷の度合いに応じた医療機関への搬送など、医療機関相互の連携体制及び役割分担を整備する。

##### ウ 後方医療機関への搬送

手術等を要する負傷者を後方医療機関へ迅速に搬送するため、ヘリコプターを有効に活用するとともに、他市との相互受入体制を構築する。

#### 2 医療品等の確保・供給体制の整備（健康福祉部）

災害時の医療活動が円滑かつ迅速に実施されるよう関係機関は、医療品等の確保と供給に努める。医療品等の確保と供給については、第3章災害応急対策計画の第15節医療（助産）救護計画に定めるところによる。

#### 3 トリアージ訓練等の実施

## 第2章 災害予防・減災対策計画

---

医師会等と連携のうえ、防災訓練や総合防災訓練にて大規模災害を想定した実践的なトリアージ訓練等を実施し、大規模災害時においても適切かつ迅速に対応できるよう備える。

### 第3項 市民や地域が実施する対策

#### 1 災害時の医療に関する事前対策

平常時から災害時の地域の医療体制を把握するとともに、各々の病状に応じた医薬品等を備蓄するよう努める。特に慢性疾患のある患者は、各家庭において病状に応じた医薬品等の確保に努める。

また、大規模災害時の混乱時においても適切な医薬品支援を受けられるよう、「お薬手帳（電子版含む）」などを非常持ち出し品として備える。

## 第17節 ボランティア対策計画

### 第1項 計画の主旨

災害時は各種救護を必要とする者が増大し、ボランティアの積極的な参加が期待される。行政として、ボランティア活動の領域と役割に留意しつつ、ボランティアの善意が活かされ、活動が円滑かつ効果的に行われるよう環境整備を図るとともに、行政、ボランティア関係機関、ボランティアグループ等、相互の協力の体制を構築する。

### 第2項 市が実施する対策

#### 1 活動環境の整備（危機管理部，健康福祉部，地域振興部）

災害時において、効果的なボランティア活動を助長するために、市及び関係団体とボランティア間の情報システムの構築を行うとともに、関係機関及び関係団体と連携して、活動拠点の整備を推進する。

#### 2 人材等の育成（危機管理部，健康福祉部，地域振興部）

災害時において、ボランティア活動が円滑に行われるよう、県及び鈴鹿市社会福祉協議会と連携して日常活動においてボランティア登録及び災害ボランティアコーディネーターの育成等による団体の組織化、相互交流を図ることが重要である。

- (1) 市民のボランティア登録や、実践的・活動的な企業ボランティアの育成を促進する。そのため、関係団体が実施するボランティア養成講座等の支援を行い、研修制度の充実を図るとともに、企業ボランティアの活動が当該企業の地域貢献の一つとして位置付けられるよう努める。
- (2) 災害ボランティアセンターの運営を担う人材育成を支援し、専門性を持ったボランティアの確保を推進するとともに、ボランティア活動を支援するボランティア・コーディネーターの育成を行い、人員の充足を促進する。

#### 3 協力体制の構築（危機管理部，環境部，健康福祉部，地域振興部）

- (1) 災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、ボランティアセンターの設置・運営に関して関係団体と協力体制を構築する。

平常時から行政、ボランティア関係団体、ボランティアグループ等が研修等を通じて交流を深め、災害時の連絡体制や相互支援、ボランティアの受入れや効果的な活用のためのコーディネートに関する役割分担の明確化など、協力体制の構築を図る。また、ボランティア間のネットワーク化を支援する。
- (2) 災害時において、被災住宅からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を、市及び鈴鹿市社会福祉協議会、ボランティア関係団体等との間で構築するよう努める。

また、災害廃棄物の分別・排出方法等について、市民やボランティア関係団体等

に対し周知し、ボランティア活動の環境整備に努める。

資料編16-20 鈴鹿市災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協定

**第3項 市民や地域が実施する対策**

**1 企業の対策**

企業の社会活動の一環として、従業員等の災害ボランティア等への協力や参画の促進に努める。

**2 市民の対策**

災害ボランティア等への協力やボランティア活動への参画に努める。

## 第18節 災害廃棄物処理対策計画

### 第1項 計画の主旨

大規模災害発生時において大量発生する廃棄物は、迅速かつ円滑な処理が、被災地の復旧・復興には極めて重要である。

このことから、広域的な大規模災害が発生した場合においても、迅速かつ円滑に廃棄物処理が行われるよう、あらかじめ災害時の処理システムを検討し、整備しておくことが必要である。

### 第2項 市が実施する対策

#### 1 災害廃棄物処理計画の管理（環境部）

災害時に発生する廃棄物を迅速かつ円滑に処理し、早期復旧に資するため、「鈴鹿市災害廃棄物処理計画（平成26年度策定）」を適切に管理し必要が生じた際は、適宜修正を行う。

なお、当該計画には、発災直後の初動体制、一次及び二次仮置場管理運営手法、具体的な処理方法をはじめ、国、県、近隣市町、民間事業者、関係団体等との連携など、災害廃棄物等の処理を円滑に実施するための事項について明記する。

#### 2 教育・訓練（環境部）

災害廃棄物処理計画の実効性を保つため、計画の内容について平常時から担当職員を対象とする教育を行なうとともに、災害時の対応訓練を行う。訓練終了後に検証を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じて計画の改善措置を講じる。

#### 3 広域的な協力体制の整備（環境部）

##### （1）三重県災害等廃棄物処理応援協定

災害時におけるごみ、し尿等の一般廃棄物の処理を円滑に実施するための支援活動及び受援活動について、県と市町が締結した「三重県災害等廃棄物処理応援協定」に基づき推進する。

##### （2）協力体制の整備

災害による処理施設、機材等の不足に対応するため、県内市町相互はもとより、他府県や民間団体等についても協力体制の整備を推進する。

##### （3）仮置場の候補地の選定

災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物等を一時的に集積するための仮置場候補地を選定するよう努める。

## 第19節 地区防災計画

### 第1項 計画の主旨

平成25年の基本法の一部改正において、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、市内の一定の地区の居住者及び事業者（地区居住者等）が行う自発的な防災活動に関する「地区防災計画制度」が新たに創設された。

市は、関係機関と協力し、基本法第42条第3項に基づく市民等が策定する地区防災計画などの策定の支援を行う。

また、地域の事情に応じた災害に対する事前の備えや発災時の対応等を記した地区防災計画を地域住民が策定することにより、地域における防災・減災力の向上に努める。

### 第2項 市が実施する対策（危機管理部、地域振興部）

#### 1 地区防災計画の策定に対する支援

- (1) 地域が地区防災計画を策定する際は、市が積極的に策定作業に参加し、地域住民に対し適切な助言を行い、地区防災計画の策定を支援する。
- (2) 高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、外国人、旅行者等の災害時要援護者に十分配慮し、地域内に居住する災害時要援護者を支援する対策が計画に盛り込まれるよう、助言を行う。
- (3) 地域が地区防災計画を策定した際は、市防災計画に定めるため、市防災会議に提案するよう、あらかじめ地域に対し促す。
- (4) 防災への取組の必要性を掲げている地域づくり協議会が多くあるため、地域自らの防災力の向上に向け、地域づくり協議会と連携し地区防災計画の策定を支援する。

#### 2 現在の策定状況

現在、減災を進める一環で、地域コミュニティを単位とする住民同士で地区防災計画を策定した地区が4地区ある他、策定に向けて協議を進めている地区及びその他の地域においても策定への取組が広がるよう支援する。

### 第3項 市民や地域が実施する対策

#### 1 地区防災計画の策定

自助、共助による防災活動の推進の観点から、地区居住者等が中心となり自発的に行う防災活動に関する事項を定めた計画として、地域コミュニティにおけるさらなる共助の促進に寄与する「地区防災計画」の策定に努める。

なお、策定にあたって、国の定める「地区防災計画ガイドライン」を参考とし、市等からの助言が必要な場合は、適時防災危機管理課と協議を行う。

## 2 活動体制の整備等

地区防災計画を策定するための活動体制として、地域づくり協議会、町内会・自治会、小学校区、マンション単位等の自主防災組織、その他防災関連の地域住民によって構成されたNPO、事業者等が考えられる。

地区内で自主的な活動体制を整備するためには、その体制を取りまとめる会長をおくほか副会長等活動に参加するメンバーの仕事の分担を具体的に決め、班を編成しておくことが有用となる。

また、大規模災害の発生時には周辺地域等、広範囲で被害が発生することが想定され、近隣の地区居住者等、自主防災組織、消防団、地域活動団体等と連携することが重要である。これを実現させるには、平常時から情報交換、人的交流、防災まちづくりの共同実施等を行い、友好的な関係を築くとともに、いざというときの応援要請の在り方等連携方法についてあらかじめ決めておくことが重要となる。

特に、大規模災害時には火災が同時に発生し、市や常備消防の対応だけでは限界があるため、消防団との連携が重要となる。平常時から、地区居住者等が防災活動の体制を維持し、防災知識や技術を身に付けるためのアドバイザーとして、消防団との交流を図り、地域を守る組織として協力し合うことが、共助力の向上として重要となる。

## 3 市防災計画への規定

地区防災計画が策定された際は、市防災会議に提案し、市防災計画に規定するよう努める。

## 第20節 受援・応援体制の整備計画

### 第1項 計画の主旨

大規模災害が発生した際は、県内外の関係機関や応援協定団体の支援を受けることとなる。発災直後においても各種支援・応援の受入が可能な体制整備を目指す。

### 第2項 市が実施する対策（危機管理部，総務部）

#### 1 市町間の応援・受援に係る計画の策定及び体制の整備

三重県市町災害時応援協定に基づき、円滑な応援・受援対策に必要な計画をあらかじめ策定し、体制の整備を図るとともに、協定に基づく防災訓練の実施及び協力に努める。

#### 2 県外市区町との災害時連携体制の構築

(1) 県外の市区町と締結している災害時応援協定がより有益なものとなるよう、定期的に対策会議を開催し応援及び受援に関する事項を定める。

(2) 協定締結市区町との訓練を実施し、発災時における応援及び受援体制の確認を行う。

(3) 被災市区町村応援職員確保システムを活用した受援体制構築の検討を行う。

#### 3 広域一時滞在への協力

基本法第86条の8及び第86条の9に基づき、広域一時滞在の協議等に参加する。

### 資料編16-4 相互応援協定等締結市区町一覧（県内市町除く）

#### 4 防災関係機関の受援拠点の整備

防災関係機関からの応援が円滑に受けられるよう、「桜の森公園」を、警察・自衛隊等による応援部隊の展開場所や宿営場所となる進出拠点に位置付ける。

#### 5 応援協定団体の受援体制の整備

本市は多数の団体と災害時応援協定を締結していることから、各種団体による救援活動拠点等の確保や、受援に必要な計画等の策定について検討・実施する。

なお、応援協定団体による物資や食料等の受入れ先（市物資拠点）については、「A G F 鈴鹿体育館」と「西部体育館」を位置付け、受入れに必要な資機材の確保や設備の整備に努めるとともに、物流関係事業者等と防災協定を締結し、民間の施設等を活用できるよう努める。

#### 6 物資調達・輸送調整等支援システムの活用

物資調達・輸送調整等支援システムを用いて、備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の調達を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

資料編16-5 防災に関する協定一覧（災害時における緊急物資輸送等に関する協定）

7 三重県広域受援計画への対応

上記の各種受援体制を確保するために、三重県広域受援計画（平成31年3月）に準ずる包括的な受援計画の策定について検討する。

8 応急対策職員派遣制度（被災市区町村応援職員確保システム）の活用

県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは避難所運営や罹災証明書の交付等の災害対応業務を実施できない規模の災害が発生した場合に、被災市区町村応援職員確保システムを用いて被災都道府県以外の地方公共団体からの応援職員を派遣要請する。

## 第21節 突発的災害への対策計画

### 第1項 計画の主旨

局地的大雨・竜巻・雪害等突発的災害に対処できるよう、関係機関の体制整備を目指す。

### 第2項 市が実施する対策（危機管理部，土木部，都市整備部，産業振興部，上下水道局）

#### 1 局地的大雨対策

##### （1）河川，下水道（雨水）及び道路の適切な維持管理

市管理の都市地域河川の有堤区間について、背後地の利用状況を考慮した適切な河川改修・維持管理を実施し、堤防の安全性の向上を図る。

市管理下水道（雨水）施設について、市街地における雨水排除を図るため、ポンプ場、下水管渠の新設又は改修を行い、予想される浸水被害の軽減を図る。

市管理道路について、浸水時の転落防止のための側溝蓋や転落防止柵等の設置、道路占用者に対するマンホール蓋浮上・飛散防止対策の指導、アンダーパス等浸水時危険箇所の通行止実施体制の整備、大雨時危険区間の雨量規制設定及び通行規制体制整備等による安全確保対策を講じる。

##### （2）情報収集・伝達体制の整備

局地的大雨の発生状況や危険箇所等の把握をするためには、通常的气象情報の収集に加え、気象庁が提供するキキクル（危険度分布）の活用と共に、「降水短時間予報」や「高解像度降水ナウキャスト」や、ケーブルテレビ事業者や国等が設置するライブカメラ等による状況確認が重要であり、また、レーダー観測技術の向上等により提供される情報の内容や精度も日々進歩していることから、平常時から局地的大雨対策に活用できる気象情報の種類や利用方法等についての研究を行い、災害対策に活用するとともに、市民・事業者等への情報提供を検討する。

##### （3）洪水ハザードマップの作成・活用

国・県が作成する浸水想定区域図等を活用して洪水ハザードマップなどを作成し、市民・事業者等への情報提供を行うとともに、洪水からの避難・誘導訓練等への活用を図る。

##### （4）土砂災害ハザードマップの作成・活用

県が指定する土砂災害警戒区域等を基に土砂災害ハザードマップなどを作成し、市民・事業者等への情報提供を行うとともに、土砂災害に関する防災訓練等への活用を図る。

##### （5）都市型水害に強い土地利用の推進

浸水等のおそれのある区域については、水害に強い土地利用の推進に努める。

(6) 局地的大雨対策に関する知識の啓発

局地的大雨から身を守るための対策に関する知識について、ホームページやマスメディア、防災パンフレット等を通じて啓発を図る。

(7) 農林業への被害防止

局地的大雨による農林業への被害を最小限に抑えるための対処方法について、啓発・普及に努める。

(8) 市民等の意識啓発

市民・事業者等が、第3項に記す対策を適切に果たすことができるよう、市民・事業者等への啓発を行う。

(9) 危機管理型水位計の設置

局地的大雨による河川の急激な水位上昇を監視するため、危機管理型水位計を関係機関と連携しながら設置に努める。

## 2 竜巻等突風対策

(1) 関係機関・県との情報伝達体制の整備

津地方気象台からの竜巻等突風への注意に言及した防災気象情報の通知を、県を通じて受けた場合に、その情報を的確に処理することができるよう、体制を整備する。

(2) 農林業への被害防止

竜巻等突風による農林業への被害を最小限に抑えるための対処方法について、啓発・普及に努める。

(3) 市民等の意識啓発

市民・事業者等が、第3項に記す対策を適切に果たすことができるよう、市民・事業者等への啓発を行う。

## 3 雪害対策

(1) ライフライン施設等の機能の確保

ライフライン施設等について、雪害に対する安全性の確保を図る。

(2) 災害情報の収集・伝達体制の充実

津地方気象台からの大雪への注意に言及した防災気象情報の通知を、県を通じて受けた場合に、その情報を的確に処理することができるよう、体制を整備する。

(3) 道路除雪対策

大雪等に対し、緊急に道路交通を確保できるよう、除雪活動を実施するための除雪機械、除雪要員等の動員等についての体制整備を図る。

(4) 農林業への被害防止

降積雪による農林業への被害を防止するため、農林業施設の雪害対策に努める。

(5) 市民等の意識啓発

市民・事業者等が、第3項に記す対策を適切に果たすことができるよう、市民・事業者等への啓発を行う。

### 第3項 市民や地域が実施する対策

#### 1 局地的大雨対策

##### (1) 地域の局地的大雨への対策

市民・事業者等は、所有又は管理する住居や事業所等が立地する場所やその周辺について、局地的大雨による浸水や土砂災害、交通支障等の災害がどの程度発生する可能性があるかを、国・県・市が公表している洪水や内水氾濫に関するハザードマップや土砂災害危険箇所などの情報を活用し、事前に発災時の避難方法等を確認するなどの対策に努める。

##### (2) 局地的大雨に関する防災気象情報の取得

市民・事業者等は、気象庁が発表する防災気象情報のうち、局地的大雨への対処として有効な「警報・注意報」、「降水短時間予報」、「高解像度降水ナウキャスト」、三重県等が管理する「危機管理型水位計」、ケーブルテレビ事業者や国等が整備する「河川ライブカメラ」などの情報や「すずか減災プロジェクト」を平常時から利用するよう努める。

また、局地的大雨の予兆となる気象現象等（周囲が急に暗くなる、雷鳴・雷光が現れる、冷たい風が吹く、大粒の雨や「ひょう」が降る）などについて注意するよう努める。

##### (3) 建築物等の地階における避難体制の整備

建築物のうち、特に不特定多数の利用が想定される地階を有する建築物の管理者は、利用者や従業員の安全確保のために水防の責任者、連絡体制、避難誘導計画等を定めた浸水被害を防止するための計画を作成し、従業員などへの防災教育、訓練を実施するよう努める。

#### 2 竜巻等突風対策

##### (1) 住居・施設等の予防対策

市民・事業者等は、所有又は管理する住宅や事業所等について、竜巻等突風による被害を最小限に抑えるため、屋根や外壁、アンテナ、屋外動産や植木等の状況を定期的に確認し、必要に応じて補強等を行うよう努めるとともに、飛散防止フィルムの活用などによる窓ガラスの飛散防止対策などを講じるよう努める。

##### (2) 竜巻等突風に関する防災気象情報の取得

市民・事業者等は、気象庁が発表する防災気象情報のうち、竜巻等突風への対処として有効な「竜巻注意情報」「竜巻発生確度ナウキャスト」などの情報を取得するよう努める。

また、竜巻等突風の予兆となる気象現象等（真っ黒い雲が近づく、ごみなどが巻き上げられて飛んでいる、“ゴー”という音がする、<気圧の変化で>耳に異常を感じる）などについて注意するよう努める。

**3 雪害対策**

(1) 自家用自動車等車両の予防対策

降雪時において車両を使用する市民・事業者等は、所有又は管理する車両への冬期におけるスタッドレスタイヤの装着やタイヤチェーンの携行など事前対策を図る。

(2) 雪害に関する防災情報の取得

市民・事業者等は、気象庁が発表する防災気象情報のうち、雪害に関する情報を取得するよう努める。